

別記様式第 5 号（第 15 条関係）

佐野市指令環政第 55 号

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住 所 群馬県館林市苗木町 2548 番地

氏 名 株式会社 鵜商

代表取締役 鵜崎 隆広

令和 7 年 5 月 2 1 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 6 月 2 5 日

佐野市長 金 子

裕



許 可 の 年 月 日		令和 7 年 7 月 1 日
許可の有効期限		令和 9 年 6 月 3 0 日
事業の 範 囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ
	収集・運搬の 区 分	収 集 ・ 運 搬
許 可 区 域		佐野市の区域とする。
許 可 条 件		1. 条例・規則等の法令を遵守すること。 2. 市外で発生したごみ・処理困難物・産業廃棄物は市の施設に持ち込まないこと。 3. 佐野地域で発生したごみは、みかもクリーンセンターへ、田沼・葛生地域で発生したごみは、葛生清掃センターへ搬入すること。 4. 許可車両以外での収集を行わないこと。